



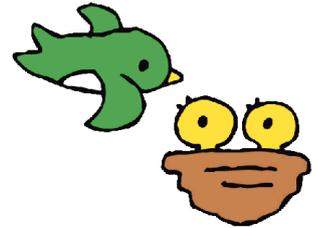
長岡市不妊治療費助成事業のご案内

長岡市では、不妊治療にかかる経済的な負担を軽減するため、その費用の一部を助成します。

1. 対象者

不妊治療を受けた夫婦で、次の全ての条件を満たす方が対象となります（※事実婚関係にある方も対象となります）。

- ①不妊治療を受けた日及び助成の申請時において、長岡市に住民登録があること
（※転入の場合は、転入後に行われた治療から対象）
- ②医療保険各法における被保険者、組合員または被扶養者であること
- ③市税を滞納していないこと



2. 対象となる治療

保険診療で受けた不妊治療

※令和7年度に受けた不妊治療が対象です。ただし、令和6年度から継続している治療分（令和6年度に申請した治療分を除く）がある場合は、令和7年度の治療分と合わせて申請することができます。

※助成の対象外：保険診療以外の治療、入院費、食事料、文書料その他当該対象治療と関係しない費用、処方箋によらない医薬品等の費用

3. 助成限度額

対象者1人に対して1年度あたり上限10万円

※当該不妊治療について、保険適用および高額療養費制度を優先します。その場合、対象経費から高額療養費等各制度の適用額を引いた自己負担額を助成します。（上限10万円）

4. 助成回数

1年度につき1回

※医療機関の書類作成に時間がかかる場合があります。
年度末までの申請が難しい場合は、
長岡市こども家庭センター（電話：0258-36-3790）まで
ご相談ください。

5. 申請期限

※不妊治療を終了している場合は、治療を受けた年度の年度末（3月31日）までに申請してください。

（例）不妊治療を令和7年4月～令和8年2月まで受け、治療を終了した場合は、令和8年3月31日までに申請

※不妊治療を継続している場合は、年度末（3月31日）までに申請できるよう、いったん区切って申請してください。（年度末の申請に間に合わなかった治療分は、翌年度も治療を継続している場合、翌年度の治療分と合わせて申請することができます。）

6. 申請方法

次の書類を、長岡市こども家庭センターに提出してください。（※必要に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。）

- 長岡市不妊治療費助成金支給申請書（申請する方にご記入いただくもの）
- 長岡市不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関や調剤薬局にご記入いただくもの）
- 不妊治療を受けた医療機関や調剤薬局が発行する領収書及び診療明細書（どちらも原本）
- 助成金を支給する口座番号がわかる書類（通帳やキャッシュカードのコピー）
- 高額療養費等の医療保険給付金等がある場合は、その支給額を確認できる書類の写しや、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は、限度額適用認定証の写し

事実婚の方は、次の書類も提出ください。

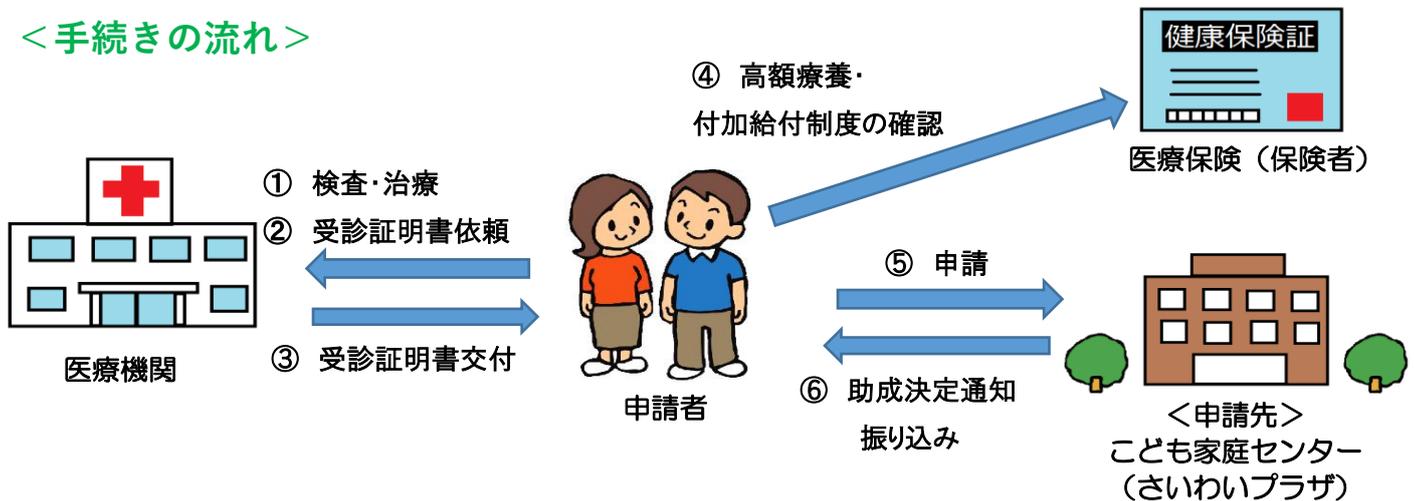
- 両人の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本
- 事実婚関係に関する申立書

7. 助成の決定

申請書類の審査後、不妊治療費の助成の可否及び金額について決定し、「長岡市不妊治療費助成支給決定通知書（または、長岡市不妊治療費助成不支給決定通知書）」を郵送します。

後日、指定の口座に助成金を振り込みます。

<手続きの流れ>



長岡市教育委員会 子ども未来部 こども家庭センター
〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号
電話：0258-36-3790 受付時間：月～金 8:30～17:15（祝祭日を除く）